明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件（国家公安委二四）　二

○除籍が滅失した件（法務二五三）　二

○日本国に帰化を許可する件（同二五四）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二五五、二五六、二五九、二六〇）　三

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二五七、二五八）　三

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務一七二）　三

○返納を命じた旅券を無効とする件（同一七三）　三

○平成二十九年度産あへんの納付期限を定めた件（厚生労働一九七）　四

○収穫基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件（農林水産八七六）　五

○保安林の指定をする件（同八七七～八八〇）　六

○保安林の指定を解除する件（同八八一）　六

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（同八八二）　七

○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（国土交通四四六～四五三）　七

○道路に関する件（関東地方整備局一九八）　八

○道路に関する件（四国地方整備局五一）　八

○道路に関する件（九州地方整備局一一五～一一九）　八

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（大阪府公安委四七）　九

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕　九

警察庁　防衛省　一〇

〔資料〕　一〇

平成二十九年三月中国際収支状況（速報）及び平成二十八年度中国際収支状況（速報）（財務省）　一二

〔公告〕　一二

諸事項　一二

官庁　一二

財団、有権者申出方、公示送達関係　一二

裁判所　一三

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一三

会社その他　二六